

被災者が操作する車両積載型トラッククレーンは、定格総荷重を超える荷をつり上げていたため転倒し、被災者はその下敷きとなった

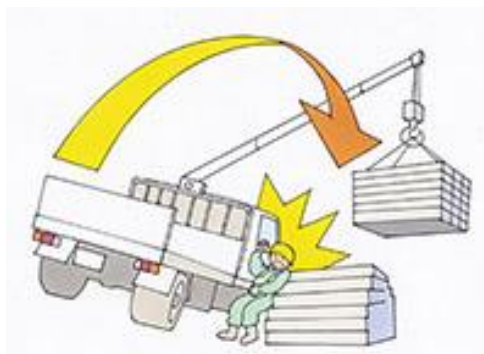
現場入場初日であった被災者は、朝礼時に現場代理人補助者 A より U 字溝のフタ（コンクリート製の板状のもの。365kg×6 枚＝2,190kg）を発注者の資材置場へ運ぶように指示された。

車両積載型トラッククレーンへの積み込みは、被災者がドラグショベルを運転し、玉掛有資格者である B が玉掛作業を担当した。車両積載型トラッククレーンへの積み込みが完了した際、B は 6 枚の U 字溝のフタを、車両積載型トラッククレーンから 1 度に下ろすのは困難と考え、被災者には「2 枚ずつ 3 回に分けるか、3 枚ずつ 2 回に分けて下ろそう」と伝えたが、現場代理人補助者である A には詳細を伝えていなかった。

資材置場へ到着した A と被災者は、発注者より荷下ろし場所の指示を受け、被災者は単独で荷下ろし作業を開始し、A は、資材現場から別の場所へ移動するため、社用車へ向かって歩き出した。

ほどなく、社用車へ向かって歩いていた A が何気なく振り返って車両積載型トラッククレーンを見たところ、クレーンが旋回していたが、数秒後、車両積載型トラッククレーンがゆっくりと傾き始めた。

A は慌てて車両積載型トラッククレーンに近づいたが、車両積載型トラッククレーンはそのまま転倒し、被災者は現場に置いてあった別のコンクリート製のフタと車両積載型トラッククレーンの間に挟まれ、死亡した。



この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 車両積載型トラッククレーンの空車時定格総荷重（最大でも約 1.2t）を超える荷（U 字溝のフタ。重量 2.19t）をつり上げ、旋回したこと。
- 2 車両積載型トラッククレーンの使用にあたり、場所の広さ、地形及び地質の状態、運搬する荷の重量、使用する移動式クレーンの種類及び能力等を考慮したうえで、作業方法等を検討していなかったこと。
- 3 複数の玉掛け用具を使用して荷をつり上げたことにより、荷ぶれが生じ、偏荷重が生じた可能性があること。
- 4 玉掛有資格者の B は、車両積載型トラッククレーンで荷下ろし作業を行うには「1 度では無理」と考え、被災者には「2～3 回に分けて下ろすように」と伝えていたが、A には伝えられておらず、本来ならば、現場管理の総括者

として、荷下ろし作業の手順について確認すべき立場にあった A は、過荷重であることを十分に認識していなかったこと。

- 5 玉掛技能講習を修了していない無資格者が、玉掛作業を行ったこと。

類似災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 車両積載型トラッククレーンでの荷の積み下ろし作業を開始する前に、予め、当該作業にかかる場所の広さ、地形及び地質の状態、運搬しようとする荷の重量、使用する移動式クレーンの種類及び能力等を考慮して、作業に適した計画を定め、作業計画に基づいた作業を行うこと。
- 2 玉掛業務にあたっては、複数の玉掛用具の組合せはせず、荷の形状等に応じた適切な玉掛用具を選定し、使用すること。
- 3 報告・連絡・相談を徹底し、現場で生じた疑義については、各人の判断で解決しようとはせず、現場責任者に問い合わせ、指示を仰ぐこと。
- 4 有資格者が現場で不足しないよう、計画的な資格取得者の確保に努めること。

また、車両積載型トラッククレーンを運転する労働者には、移動式クレーンと玉掛けの資格を有する者を充て、無資格者を就業制限業務に従事させないこと。